

諸控除額表

控除の種類	申請者（受給者）本人	配偶者 又は扶養義務者
雑損控除、医療費控除、配偶者特別控除、 小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額
社会保険料控除	相当額	8万円
障害者控除（本人）	—	27万円
障害者控除（扶養親族、扶養配偶者）	27万円	27万円
特別障害者控除（本人）	—	40万円
特別障害者控除（扶養親族、扶養配偶者）	40万円	40万円
勤労学生控除	27万円	27万円
寡婦控除	27万円	27万円
ひとり親控除	35万円	35万円